

私の

育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分(多胎出産の場合は18か月分)の会費免除を行っていますが、会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。



No. 32 育児は、働き方を変えるチャンスです

磯野 清華(男性会員・61期)

昨年、第4子が1歳になったこと、そして緊急事態宣言の発令により一時的に事務員をリモートワークとしたことを機に、これまで平日は朝から終電まで、土日どちらか1日は終日仕事をしていた現状を変えてみようかと思い、育児期間中の会費免除を申請しました。

朝は長女の通学時間に合わせて家を出て7時半頃事務所に着き、平日のうち2日は午後7時まで、もう2日は午後3時までに帰宅するように、土日は緊急の場合以外仕事をしないようにしました。家にいるときは私が家事や育児を担当しますが、実際に4人の子どもの面倒を見てみると、その激務に驚きました。仕事の方が楽だと思ふこともしばしば。これを今まで行っていた妻には感謝しかありません。

当初は、子どもを寝かしつけてから仕事や家事ができるだろうと考えていましたが、全くできませんでした。子どもを寝かしつけようとすると一緒に寝てしまい、起きられなかったからです。ただ夜10時頃寝るようになったおかげで朝は3時半頃に起きるようになり、それから2時間くらいは静かな環境で一気に仕事を進められるようになったことは大きな収穫でした。起案はこの朝の時間と週2日夜事務所で行うようになりました。顧客との連絡については、予想に反し不具合は生じませんでした。メールは1日のうち1回または2回時間を決めて一気に(しかし翌

日への積み残しはしないように)処理し、電話もある時間帯に集中して掛けるようにしました(こちらは翌日に積み残しになることもあります)が、不思議なことに顧客からの不満は出ませんでした。個人の顧客が多いからなのかもしれませんが、なるべく積み残しをせず顧客から連絡が入らなくてもこちらから積極的に連絡を入れるようにしたことが良かったのかもしれない。短時間勤務をする前は仕事の時間が減ることでこなせる仕事量が減るのではないかと心配でしたが、やってみると案外上手くいきました。もちろん委員会が原則Zoomになったことで、弁護士会への移動時間を仕事の時間として使えるようになったことも大きいと思います。結果として、こなせる仕事量はこれまでとほとんど変わっていません。これまでは仕事時間は長いものの、だらだらと仕事をしていたのかもしれない。そう考えると、今回、会費免除申請をしたのは働き方を変える良い機会だったと思います。おかげで子どもと触れ合う時間も増え、妻からの苦情も減り、人生が豊かになったように感じます。

小さなお子さんをお持ちの会員の先生方、申請をしてみませんか。働き方を変える大きなチャンスです。

